

神奈川県の実質赤字比率等について(平成23年度決算)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし [⑱~㉒ 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、市町村自治振興事業、災害救助基金、水源環境保全・再生事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、母子寡婦福祉資金、介護保険財政安定化基金、中小企業資金、県営住宅管理事業、都市用地対策事業 (16会計)	—
分母	標準財政規模	13,096

注 本県の一般会計等とは、公営企業会計を除く、全ての会計。

(2) 連結実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし又は資金不足なし [⑱~㉒ 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+② ①一般会計等における実質赤字額 ②公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業 (7会計)	—
分母	標準財政規模	13,096

(3) 実質公債費比率(3か年平均) 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ 10.3% [㉒9.9% ㉑9.2% ㉐8.9% ⑲9.2%]

(単位:億円、%)

区 分		21年度	22年度	23年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,086	1,247	1,232
	①公債費	2,289	2,405	2,557
	②公債費充当公営企業繰出金	57	54	44
	③公債費充当一部事務組合繰出金	12	11	11
	④公債費に準ずる債務負担行為等	50	151	46
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,322	1,374	1,425
分母	標準財政規模:⑥-⑦	11,239	11,504	11,671
	⑥標準財政規模	12,562	12,878	13,096
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,322	1,374	1,425
分子/分母		9.7	10.8	10.6
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。		3か年平均		10.3

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 185.1% [⑳193.1 ㉑208.8% ㉒206.9% ㉓209.9%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-②	A	21,611
	①将来負担額		48,294
	・一般会計等地方債現在高		40,404
	・債務負担行為に基づく支出予定額		342
	・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額		447
	・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額		43
	・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額		6,898
	・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額		125
	・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額		34
	②充当可能財源等		26,683
	・将来負担額に充当可能な基金		5,608
	・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)		1,317
	・地方債現在高等に係る交付税措置見込額		19,758
分母	標準財政規模:③-④	B	11,671
	③標準財政規模		13,096
	④当該年度公債費等交付税措置額		1,425
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。			A/B=185.1%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも資金不足なし [⑰~㉑ 該当なし]

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	—	533	—
	電気事業	—	76	—
	公営企業資金等運用事業	—	6	—
	相模川総合開発共同事業	—	14	—
	酒匂川総合開発事業	—	10	—
	病院事業	—	42	—
流域下水道事業(法非適用企業)		—	72	—

注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業

2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

4 資金不足額

《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額

《法非適用企業》 (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額